

【八頭町問い合わせ】回答票

質問	質問事項	回答	所管課
①	講演会等での要約筆記について	<p>手話を理解できる人が何人いるか、チェックをしながら受付をしているか、検証しているかについてですが、聞こえない人、聞こえづらい人が参加することができる環境を整えることを目的としており、聴覚障がい有無、手話通訳の効果などを検証することは考えていません。(平成28年4月1日 障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が求められています。)</p> <p>町にボードで見えるような要約筆記のツールを上げてもらいたいということについては、講演会等で要約筆記を行うときは、スクリーンにプロジェクターで投射しています。</p> <p>要約筆記者の登録者数は、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会が運営する鳥取県東部聴覚障がい者センターによると、要約筆記者(パソコン7名、手書き4名)、要約奉仕者(パソコン9名、手書き11名)ということです。ちなみに、手話通訳者25名、手話奉仕者32名の登録があるようです。要約筆記や手話通訳は、話し言葉をそのまま文字化しても意味の通じるものにはならず、意味の伝わるものにする必要があり、かなりのスキルが必要となります。本町を含む東部圏域1市4町で、手話通訳者等がいなければ健常者との円滑な意思疎通を図ることができない聴覚障害者等に対して手話通訳者等の派遣による支援を公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に委託して行っており利用者(聴覚障害者等)の負担は無料となっています。また、同協会に手話通訳者等の養成も委託して人材育成を図っています。</p>	福祉課
②	地籍調査について	(別紙1)のとおり	地籍調査課
③	町イベントについて	<p>町主催の商工観光関連のイベントに関しては、大半が土日祝日に開催しています。イベント関係者の都合等で平日に開催することもあります。その場合、できるだけ多くの方に来ていただけるよう夕方以降に実施します。商工観光関連の戦略につきましては、平成30年3月に「八頭町観光ビジョン・アクションプラン」を策定し、町をはじめ各関係機関と連携しつつ、観光関連イベントの実施など町の観光振興をさらに推進・実現するよう努めています。</p>	商工観光室
③	町イベントについて	<p>健康講座については、昨年度の検診実績や前年度の健康講座のアンケート結果等から実施すべき内容を、各講師と講師の日程を優先とし実施しています。参加人数については多い時で40人程度の参加者があり、参加人数が少ない講座については講座の持ち方等検討の必要があると考えています。また、健康づくり推進委員さんにも協力していただきながら地域からの要望に対して平日の日中に限らず夜間や休日に、ご希望のテーマに沿った出前健康講座を開催させていただいています。</p>	保健課
④	8050問題 ひきこもり	<p>昨年、民生児童委員さんなどにご協力いただき調査したところ、八頭町の15歳から59歳までのひきもりと思われる方は43人でした。しかしながら、これは氷山の一角で、実際にはこの数倍はおられるのではないかと推測されます。昨年、策定した地域福祉推進計画では、8050問題やひきこもりなど複雑・深刻化する生活課題に対応するため、共生型総合相談体制の構築、権利擁護機能の強化などを掲げ、推進しているところです。特に8050問題やひきこもりは社会的孤立しているケースが多く、多機関があらゆる機会を捉え、連携して支援につなげることが重要です。</p> <p>成年後見制度は、精神上的の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、自分らしく生活していくために支援していく制度です。成年後見は親族が後見業務をすることとなりますが、親族による成年後見が困難な場合は弁護士、行政書士等が行います。また、今後親族等による成年後見が困難な者が増加するものと見込まれ、成年後見の担い手として市民後見人の育成が推進されているところです。</p> <p>市民後見人養成講座については、鳥取市社会福祉協議会が実施し、各市町の社会福祉協議会が窓口となっております。養成講座の受講要件として、次の全てを満たしている方とされております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会貢献に対する意欲と熱意があること 2 養成講座の全ての課程を受講することができる見込みがあること 3 次のいずれにも該当しないこと <p>ア民法第20条に規定する制限行為能力者 (未成年者、成年被後見人等)</p> <p>イ民法第847条各号に掲げる者 (未成年、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人・保佐人・又は補助人、破産者、被後見人に対して訴訟をし又はした者並びにその配偶者及び直系血族、行方の知れない者)</p> <p>ウ民法の一部を改正する法律付則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者又は同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者 (規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者)</p> <p>講座を受講の後、引き続き権利擁護活動を希望する者が、必要な手続きを経て市民後見人としての活動を行うこととなります。</p>	福祉課・地域包括支援センター
⑤	さんさんバスの運行について	<p>○皆原線の第3便の成果について 4月から運行開始した第3便については八東保育所の送迎も兼ねています。八東保育所児童の利用がないようであれば、来年度見直す予定です。</p> <p>○私都線8便について 通勤・通学等に利用されており、今後も運行は必要と考えています。</p> <p>○大江線について 通勤・通学及び作業所に通所する方等が利用されており、今後も運行は必要と考えています。</p> <p>○国中線はなぜ国道を走っているか。 大御門ー国中線は、国中保育所に通う子どももいることから国道を走行しています。</p>	企画課
⑥	空き施設の基本的な考え方は	<p>空き施設の基本的な考え方として、統廃合により廃止された施設については、「他の用途や民間事業者等による活用を検討する。」という方向性で進めています。統廃合によって未利用となり、その後、事業参入があった施設は、旧大江小学校(有ひよこカンパニー)、旧隼小学校(株シーセブンハヤブサ)、旧船岡中学校(株北岡本店)、旧安部保育所(株あきんど太郎)です。八東地域の旧小学校については、旧安部小学校は、町の文化創造拠点施設としての活用を考えています。旧八東小学校及び旧丹比小学校については、民間事業者等からの利用要望に対応しながら検討を進めているところですが、具体的な方法は決まっておらず、引き続き、関係者及び地元等と協議や検討を進めていく中で方向性を決めていきたいと考えています。</p>	総務課
⑦	地域おこし協力隊について	<p>地域おこし協力隊の移住については、町や県などの行政機関だけでなく、隊員受入れ先の集落やその周辺地域の方々等のご理解とご協力をいただきながら進めています。町内に移住後のサポート対策としては、活動拠点の改善整備やコーディネーターによる活動支援等を行っています。隊員の定住対策としては、隊員任期中から各種関係機関による就業支援や、隊員任期終了後1年以内に利用できる起業補助金制度等を行っています。</p>	産業観光課
⑧	合併にともなう職員の配置について	合併当時は、旧町単位で地元の職員を配慮した配置を行っていましたが、現在は特段の配置への配慮は行っていません。	総務課

地籍調査について

地籍調査を実施するにあたり、安全かつ円滑に運営するため、八頭町地籍調査事業実施要綱を定めました。

第3条では安全に業務遂行できるよう立会いの計画、応急処置資材の点検及び携行、立会い前の出席確認と体調の聞き取りを実施し不安を感じる場合は同行を控えてもらうなど体調管理など、職員の心得を示しています。

第18条には傷害保険に加入することをあげています。また、地籍調査事故見舞金支給要綱も定めています。

現在、加入している保険については、次のとおりです。

○ 傷害保険について（要綱第18条）

ア 死亡補償保険金 1,000万円 ※H27 増額 (H26以前 500万円)

イ 後遺障害補償保険金 1,000万円×約款保険支払割合(4%~100%)
(最高1,000万円)

※傷害補償額は、保険会社が定める障害等級により計算された額となる。

ウ 入院補償保険金 10,000円/日 ※H27 増額 (H26以前 5,000円)

エ 手術補償保険金 10,000円×10倍 ※事故発生から180日以内

オ 通院補償保険金 5,000円/日 ※H27 増額 (H26以前 3,000円)

カ 医療費保険金 最高 100万円 ※H27 追加

キ 熱中症 対象 ※変更なし

ク 集合場所往復の事故 対象 ※変更なし

ケ 診断書料 対象外 ※変更なし

注意事項

対 象： ①偶然かつ外来の原因によるもの

②労働環境に起因するもの

③その原因の発生が時間的及び場所的に確認できるもの

対象外： ①脳出血 ②くも膜下出血 ③脳梗塞 ④高血圧性脳症

⑤心筋梗塞 ⑥狭心症 ⑦心停止（心臓性突然死）

⑧解離性大動脈瘤 ⑨肝炎 ⑩糖尿病

⑪その他①～⑩に付随する疾病

○ 見舞金制度について（要綱第19条）

コ 地籍調査事故見舞金支給要綱 対象 ※H27 追加(八頭町単独)

サ 地籍調査事故見舞金規程 対象外 ※全国国土調査協会

傷害保険及び見舞金該当一覧表

傷害保険及び見舞金規程	協力員	作業員	立会者
ア 死亡補償保険金	○	○	○
イ 後遺障害補償保険金	○	○	○
ウ 入院補償保険金	○	○	○
エ 手術補償保険金	○	○	○
オ 通院補償保険金	○	○	○
カ 医療費補償保険金	○	○	○
キ 熱中症	○	○	×(※1)
ク 集合場所往復の事故	○	○	○
ケ 診断書料	×	×	×
コ 地籍調査事故見舞金支給要綱(町)	○	○	○
サ 地籍調査事故見舞金規程(協会)	×(※2)	×	○

※1 対象となる保険がありません。

※2 ただし、立会者から委任された場合は対象となる。